

千葉県農業農村整備事業発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領に係る運用事項

「千葉県発注工事の入札における工事費内訳書取扱要領」（以下、「取扱要領」という。）の適用に当たって、千葉県農林水産部が発注する農業農村整備事業に係る工事においては下記のとおり運用を定めておりますので、工事費内訳書の作成に際して御留意ください。

記

1 工事費内訳書の要件に係る運用

取扱要領第2条については、次のとおり読み替えて運用するものとする。

（工事費内訳書の要件）

第2条 工事費内訳書は、原則として、別記第1号様式によるものとする。ただし、入札参加者が作成した独自の様式を用いることを妨げない。

2 予定価格5千万円未満の工事の入札では、別記第2号様式を用いることができるものとする。ただし、施設機械工事の入札にあつては、予定価格5千万円未満であっても、別記第1号様式を用いるものとする。

3 工事費内訳書は、次の各号に定める事項を備えていることを要する。ただし、これによりがたい場合は、任意項目によることができるものとし、記載する項目を入札公告又は指名通知書において示すものとする。

（1）入札参加者名、工事名及び工事場所。

（2）工事費の内訳となる各項目に対応した数量、単位、単価及び金額。ただし、予定価格が5千万円未満の工事（施設機械工事を除く）にあつては、金額のみで差し支えないものとする。

（3）工事費の内訳となる記載を要する項目は、（表－1）のとおりとする。ただし、予定価格が5千万円未満の工事にあつては、（表－2）のとおりとすることができる。なお、記載を要する項目に加え、さらに項目の詳細を記載することは差し支えないものとする。

（表－1）

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳、科目別内訳及び中科目別内訳まで
<u>施設機械工事</u>	<u>農林水産省の工事工種体系における細別まで</u>
その他の工事	農林水産省の工事工種体系における細別まで

（表－2）

工事種別	記載を要する項目
建築・設備関連工事	種目別内訳及び科目別内訳まで
<u>施設機械工事</u>	<u>農林水産省の工事工種体系における細別まで</u>
その他の工事	農林水産省の工事工種体系における工種まで

2 工事費内訳書の様式に係る運用

(1) 基本事項

工事費内訳書の様式については、取扱要領第2条第1項に定める別記第1号様式又は第2項に定める別記第2号様式を使用することとする。

ただし、入札関係の閲覧図書に含まれる参考資料として、発注者（主に各農業事務所等）から工事費内訳書の作成に係る資料の提供があった場合の取扱いについては、次の（2）及び（3）を参考とされたい。

(2) 記載対象費目が記載された様式の提供を受けた場合

発注者から積上げ対象費目が記載された工事費内訳書様式のデータファイルが提供された場合には、入札参加者は当該データファイルの内容に沿って必要事項を入力して工事費内訳書を作成の上、電子入札システムによりこれを提出することとする。

(3) 記載対象費目が指定された金抜き設計書の提供を受けた場合

発注者から「工事費内訳書記載項目」が明示された金抜き設計書が提供された場合には、入札参加者は工事費明細書上で着色された費目を全て工事費内訳書に記載し、費目に付された番号（○数字等）を参考に積上げた計算結果を確認した上で、電子入札システムによりこれを提出することとする。

3 その他の運用

上記1及び2に定めのない事項については、取扱要領に定めるとおりとする。

4 適用日

令和4年4月1日以降に執行する工事から適用する。